

## 学校段階等別・教科等別ワーキンググループ等の進捗状況等

総則・評価特別部会	1
【第一回：11月2日(月) 第二回：12月2日(水) 第三回：12月22日(火) 第四回：1月18日(月)】	
・ 総則・評価特別部会における検討事項(案)	
・ 学習指導要領の構成と改善の視点(たたき台)	
・ 学習評価の改善に関する主な論点(案)	
(総則・評価特別部会に対する各部会等からの検討事項の報告)	
・ 特別支援教育部会における検討状況(第4回まで)	9
・ 各教科等における生涯に応じた配慮事項について(検討例)	25
・ 情報に関わる資質・能力について	29
・ 健康、安全等に関わる育成すべき資質・能力	46
幼児教育部会	71
【第一回：10月23日(金) 第二回：11月20日(金) 第三回：12月24日(木) 第四回：1月21日(木)】	
・ 幼児教育部会における検討事項について(案)	
・ 幼児教育部会(第3回)における検討事項	
・ 幼稚園教育要領の構造化のイメージ(仮案・調整中)	
・ 教育課程部会幼児教育部会(第4回)における検討事項	
特別支援教育部会	77
【第一回：11月6日(金) 第二回：11月19日(木) 第三回・第四回：12月16日(水) 第五回：1月20日(水)】	
・ 特別支援教育部会における検討事項について(案)	

言語能力の向上に関する特別チーム . . . . . 78  
【第一回：10月22日(木) 第二回：12月18日(金) 第三回：1月13日(水)  
第四回：2月19日(金)】

- ・言語能力の向上に関する特別チームにおける検討事項
- ・言語に関する資質・能力(検討のたたき台)
- ・言語に関する資質・能力の要素(イメージ案)

国語ワーキンググループ . . . . . 81  
【第一回：11月19日(木) 第二回：12月14日(月) 第三回：1月19日(火)】

- ・国語ワーキンググループにおける検討事項
- ・国語科で育成すべき資質・能力(検討のたたき台)
- ・国語科における学習活動の要素(イメージ案)
- ・国語教育のイメージ
- ・国語科で育成すべき資質・能力(各学校段階別)(検討のたたき台)
- ・高等学校国語科の現行の課題と改訂の方向性(たたき台)

外国語ワーキンググループ . . . . . 90  
【第一回：10月26日(月) 第二回：11月30日(月) 第三回：12月11日(金)  
第四回：12月21日(月) 第五回：1月12日(火)】

- ・外国語ワーキンググループにおける検討事項について
- ・資質・能力の三つの柱に沿った、小・中・高を通じて外国語教育において育成すべき資質・能力の整理(たたき台)
- ・資質・能力を育成する学びのプロセスの要素イメージ

高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チーム . . . . . 94  
【第一回：11月12日(木) 第二回：12月21日(月) 第三回：2月16日(火)】

- ・高等学校地理・公民科科目の在り方に関する特別チームにおける検討事項
- ・「歴史総合(仮称)」の方向性・特色・構成イメージ(たたき台案)
- ・基軸となる問いに着目した「歴史総合(仮称)」の構成イメージ(たたき台案)
- ・高等学校学習指導要領における歴史科目の改訂の方向性として考えられ

る構成（案）

- ・高等学校学習指導要領における地理科目の改訂の方向性（たたき台案）
- ・高等学校学習指導要領における地理科目の改訂の方向性として考えられる構成（案）
- ・「地理総合（仮称）」において重視する思考力等と授業イメージ（たたき台案）
- ・「公共（仮称）」の方向性として考えられる構成（たたき台案）
- ・高等学校学習指導要領における公民科目の改訂の方向性として考えられる構成（案）

社会・地理歴史・公民ワーキンググループ・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

【第一回：12月7日（月） 第二回：1月18日（月） 第三回：1月25日（月）  
第四回：1月28日（木） 第五回：2月8日（月）】

- ・社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおける検討事項
- ・社会科、地理歴史科、公民科における思考力、判断力、表現力等の育成のイメージ
- ・「社会科等における見方や考え方と思考力、判断力、表現力等」イメージ（たたき台案）
- ・社会科における学習プロセスの例（たたき台案）

高等学校の数学・理科にわたる探究的科目の在り方に関する特別チーム  
・・112

【第一回：11月20日（金） 第二回：1月21日（木）】

- ・高等学校の数学・理科にわたる探究的科目の在り方に関する特別チーム検討事項
- ・数理探究（仮称）の基本的な考え方について（論点案）

算数・数学ワーキンググループ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114

【第一回：12月17日（月） 第二回：1月22日（金） 第三回：2月15日（月）】

- ・算数・数学ワーキンググループにおける検討事項
- ・算数・数学教育のイメージ
- ・資質・能力の三つの柱に沿った、小・中・高を通じて各教科等において育成すべき資質・能力の整理

- ・算数・数学の問題発見・解決のプロセス（案）

理科ワーキンググループ . . . . . 119

【第一回：11月10日（火） 第二回：12月14日（月） 第三回：1月14日（木）  
第五回：2月5日（金）】

- ・理科ワーキンググループにおける検討事項
- ・理科教育のイメージ（案）
- ・理科教育において育成すべき資質・能力（検討のたたき台）
- ・理科の各領域における特徴的な見方（案）
- ・資質・能力を育むために重視すべき学習過程等の例（たたき台）

芸術ワーキンググループ . . . . . 125

【第一回：11月23日（月） 第二回12月21日（月） 第三回・第四回：1月22日（金）】

- ・芸術ワーキンググループにおける検討事項
- ・小・中・高を通じ、音楽科、芸術科（音楽）において育成すべき資質・能力の整理（検討のたたき台）
- ・音楽科、芸術科（音楽）における学習のプロセス（イメージ案）
- ・小・中・高を通じ、図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）において育成すべき資質・能力の整理（検討のたたき台）
- ・図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）における学習のプロセス（イメージ案）
- ・芸術科（書道）において育成すべき資質・能力の整理（検討のたたき台）
- ・芸術科（書道）における学習のプロセス（イメージ案）
- ・豊かな情操の育成を目指した小・中・高等学校修了時の児童生徒の姿（育成すべき資質・能力）（検討のたたき台）

家庭、技術・家庭ワーキンググループ . . . . . 139

【第一回：11月30日（月） 第二回・第三回：12月15日（火） 第四回・第五回：2月17日（水）】

- ・家庭、技術・家庭ワーキンググループにおける検討事項
- ・技術・家庭科（技術分野）における教育のイメージ（たたき台）
- ・技術・家庭科（技術分野）において育成すべき資質・能力の整理（たたき台）

き台)

- ・技術・家庭科(技術分野)の見方や考え方の整理(たたき台)
- ・技術・家庭科(技術分野)の学習プロセスの例(たたき台)
- ・家庭科、技術・家庭科(家庭分野)における教育のイメージ(たたき台)
- ・家庭科、技術・家庭科(家庭分野)において育成すべき資質・能力の整理(たたき台)
- ・家庭科、技術・家庭(家庭分野)の学習プロセス(たたき台)

情報ワーキンググループ . . . . . 147

【第一回：10月22日(木) 第二回：11月24日(火) 第三回：12月22日(火)  
第四回：1月20日(水)】

- ・情報ワーキンググループの今後の検討事項について
- ・高等学校情報科(各学科に共通する教科)の改善について

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ . . . . . 151

【第一回・二回：11月23日(月) 第三回：12月10日(木) 第四回：12月24日(木)  
第五回：1月20日(水) 第六回：2月10日(水)】

- ・体育・保健体育、健康、安全WGにおける検討事項(案)
- ・健やかな体の育成に関する教育のイメージ(たたき台)
- ・【たたき台】資質・能力の三つの柱に沿った、小・中・高を通じて育成すべき資質・能力の整理イメージ(体育科・保健体育科)
- ・体育科・保健体育科における学習過程のイメージ
- ・体育科・保健体育科におけるアクティブ・ラーニングのイメージについて

生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ . . . . . 160

【第一回：11月16日(月) 第二回：12月8日(火) 第三回：1月12日(火)】

- ・生活・総合的な学習の時間ワーキンググループにおける検討事項

特別活動ワーキンググループ . . . . . 161

【第一回：11月25日(水) 第二回：12月22日(火) 第三回：1月20日(水)】

- ・特別活動ワーキンググループにおける検討事項

- ・特別活動のイメージ（たたき台）

産業教育ワーキンググループ・・・・・・・・・・・・・・・・・・163

【第一回：12月7日（月）、第二回：12月16日（水）、第三回・四回：1月8日（金）、第五回：2月1日（月）】

- ・産業教育ワーキンググループにおける検討事項
- ・産業教育のイメージ（案）
- ・資質・能力の三つの柱に沿った、職業に関する専門教科において育成すべき資質・能力の整理（たたき台）

（未開催）

- ・中学校部会、高等学校部会
- ・考える道徳への転換に向けたワーキンググループ

## 総則・評価特別部会における検討事項（案）

### （１）学習指導要領等全体及び総則の構造に関する考え方

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学習指導要領等全体や総則はどのような構造や表現とすべきか。
- 論点整理で指摘された以下のような点について、各学校段階の総則においてどのように示すべきか。
  - ・ 学校生活の核となる教育課程の意義
  - ・ 教育関係法令に定める目的・目標等との関係
  - ・ 育成すべき資質・能力の要素
  - ・ 知・徳・体の総合的な育成、道徳教育、体育・健康や安全等に関する指導
  - ・ 各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造
  - ・ 教科等横断的に育成すべき資質・能力と、教科等間の関係
  - ・ 教育課程編成の在り方（カリキュラム・マネジメント）
  - ・ 学習・指導の改善の視点（アクティブ・ラーニングの視点）
  - ・ 教育課程全体において重視すべき学習活動等（習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等）
  - ・ 部活動の位置付けと留意点

### （２）発達の段階や成長過程のつながりを踏まえた総則の在り方

- 論点整理で指摘された以下のような点について、各学校段階の教育の特質を踏まえつつ、発達の段階や成長過程をつなぐ観点から、学習指導要領等においてどのように示すべきか。
  - ・ 学校段階間の接続
  - ・ 18歳の段階や義務教育段階で身に付けておくべき力についての考え方の共有
  - ・ インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

- ・ 特別支援教育に関すること（通級による指導や特別支援学級の意義・位置付け、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の確立等）
- ・ キャリア教育の視点
- ・ 多様な個に応じた指導の在り方（優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等）
- ・ 生徒指導、進路指導

### （３）社会とのつながり

- 家庭や地域社会との連携や、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、異年齢・世代間交流等について、学習指導要領等においてどのように示すべきか。

### （４）学習評価

- 論点整理で指摘された以下のような点について、どのように考えるか。
  - ・ 育成すべき資質・能力等を踏まえた学習評価の今後の方向性について
  - ・ 観点別学習状況の評価の在り方について
  - ・ 多様な学習活動や学習成果の評価について
  - ・ 学習評価と学習・指導方法の改善について
  - ・ 指導要録の在り方について
  - ・ 効果的な学習評価の推進方策について



# 学習指導要領の構成と改善の視点（たたき台）

平成27年12月2日  
総則・評価特別部会  
資料4

## 小学校学習指導要領の構成

### 第1章 総則

教育課程の編成、実施について  
各教科等にわたる通則的事項を規定

### 第2章 各教科

各教科ごとに、  
目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国語	音楽
第2節	社会	図画工作
第3節	算数	家庭
第4節	理科	体育
第5節	生活	

### 第3章 特別の教科 道徳※

### 第4章 外国語活動

### 第5章 総合的な学習の時間

### 第6章 特別活動

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加  
又は整理すべき視点(例)

- 第1 教育課程編成の一般方針
  - 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
  - 学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
  - 道徳教育・体育・健康に関する指導
- 第2 内容の取扱いに関する共通的事項
  - 発展的内容の指導と留意点
  - 学年の目標及び内容の示し方
  - 指導の順序の工夫
  - 複式学級
- 第3 授業時数の取扱い
  - 年間の授業日数（週数）
  - 児童会活動、クラブ活動、学校行事
  - 1単位時間の適切な設定
  - 創意工夫を生かした弾力的な時間割
  - 総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
  - 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
    - 各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
  - 2 学年を見通した指導
    - まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導

学校生活の核となる教育課程の意義

小学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方（加キョウム・マネジメント）の視点

学習・指導方法の改善（アクティブ・ラーニング）の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

（習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等）

多様な個に応じた指導の在り方（優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等）

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のあ  
る「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

※ 平成30年度より

青字は、中学校学習指導要領には示されていない観点

# 中学校学習指導要領の構成

論点整理を踏まえて追加  
又は整理すべき視点(例)

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、中学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

青字は、小学校学習指導要領には示されていない観点

## 第1章 教育課程編成の一般方針

- ・ 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・ 道徳教育・体育・健康に関する指導

## 第2章 内容の取扱いに関する共通的事項

- ・ 発展的内容の指導と留意点
- ・ 学年の目標及び内容の示し方
- ・ 複式学級・選択教科の開設

## 第3章 授業時数の取扱い

- ・ 年間の授業日数(週数)・生徒会活動、学校行事
- ・ 1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・ 創意工夫を生かした弾力的な時間割

・ 総合的な学習の時間の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

## 第4章 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画  
各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- 2 学年を見通した指導  
まとも方や重点の置き方に工夫した効果的な指導

## 2 その他の配慮

- ・ 言語活動の充実
- ・ 体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・ 生徒指導の充実・進路指導の充実・ガイダンス機能の充実
- ・ 生徒が見通しを立てたり振り返りたりする活動
- ・ 個に応じた指導の充実・障害のある生徒の指導
- ・ 海外から帰国した生徒等への適切な指導
- ・ コミュニター等の情報手段の活用、視覚教材等の活用
- ・ 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・ 評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・ 部活動の意義や留意点

・ 家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

## 第1章 総則

教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を規定

## 第2章 各教科

各教科等ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第1節	国語	第6節	美術
第2節	社会	第7節	保健体育
第3節	数学	第8節	技術・家庭
第4節	理科	第9節	外国語
第5節	音楽		

## 第3章 特別の教科 道徳※

## 第4章 総合的な学習の時間

## 第5章 特別活動

学校生活の核となる教育課程の意義

中学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等  
(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、異通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導、適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導



# 高等学校学習指導要領の構成

## 第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

## 第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

## 第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

## 第4章 総合的な学習の時間

## 第5章 特別活動

5 青字は、小・中学校学習指導要領には示されていない観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

### 第1款 教育課程編成の一般方針

- ・ 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標、学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・ 道徳教育・体育・健康に関する指導
- ・ 就労やボランティアに関する体験的な学習の指導

### 第2款 各教科・科目及び単位数等

- ・ 卒業までに履修させる単位数等
- ・ 各教科、科目及び総合的な学習の時間な学習の単位数等
- ・ 学校設定教科、科目

### 第3款 各教科・科目の履修等

- ・ 各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・ 専門学科、総合学科における各教科・科目の履修等

### 第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等

### 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

#### 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

各教科・科目等の内容等の取扱い

指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- ・ 各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・ 各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
- ・ 義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・ 道徳教育の全体計画の作成

#### 4 職業教育に関して配慮すべき事項

- ・ 普通科における配慮事項・専門学科における配慮事項
- ・ 進路指導等の充実

#### 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- ・ 言語活動の充実
- ・ 生徒指導の充実
- ・ 生徒が見通しを立てたり振り返りたりする活動
- ・ 個に応じた指導の充実
- ・ 障害のある生徒などへの配慮
- ・ 海外から帰国した生徒などへの適切な指導
- ・ 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・ 評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・ 家庭や地域との連携、学校間の連携や交流、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習、高齢者などとの交流の機会

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

### 第6款 単位の修得及び卒業の認定

- ・ 単位の修得の認定
- ・ 卒業までに修得させる単位数
- ・ 各学年の課程の修了の認定

### 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

## 1. 育成すべき資質・能力と学習評価の在り方について

育成すべき資質・能力に基づく教育課程の構造化と学習評価の改善を一体的に進めていくためには、どのような改善が必要か。

○教育目標の構造と学習評価の関係（「目標に準拠した評価」のさらなる実質化）

○資質・能力の三つの柱それぞれの性質を踏まえた、ふさわしい評価の在り方

・観点別評価（学習状況を分析的に捉える）

・個人内評価（一人一人の良い点や可能性、進歩の状況について評価する）

○資質・能力と学習評価の在り方を踏まえた、指導要録の在り方

（参考）「指導に関する記録」の記載事項

・「各教科の学習の記録」として「観点別学習状況」と「評定」

・「総合的な学習の時間の記録」

・「特別活動の記録」

・「行動の記録」

・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」

・「出欠の記録」

○学習評価に関する、学習指導要領、解説、教育課程部会報告、指導要録の改善に関する通知、国立教育政策研究所作成の参考資料等の意義や関係性の再整理

## 2. 観点別学習状況の評価の在り方について

現行の評価の観点（H22 通知）は、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の4観点を基本としているが、これらは、学校教育法改正（H19）で明確に示された、学力の3要素を基にしたものであり、基となる考え方の要素は3つである。こうした関係性を更に分かりやすくするとともに、「論点整理」を踏まえ、評価の観点と資質・能力の関係をより構造化していくためには、どのような改善が必要か。

○「論点整理」の考え方と教科の特性を踏まえた、評価の観点に関する共通的な考え方の整理

(3つの観点で整理することについて考えられるメリット)

- ・教科の目標と評価の観点が対応することにより、指導と評価の一体化をより円滑に推進する。(教員の負担も軽減される)
- ・評価における学力の三要素のバランスがよくなる(4観点では「知識」「技能」の比重が相対的に大きいように受け止められる)
- ・教科・校種を超えて共通の整理をすることにより、評価の改善に向けた学校や教育委員会の組織的取組等を行いやすくする

(教科の特性)

- ・体育の「思考・判断」、音楽の「音楽表現の創意工夫」「音楽表現の技能」のように「思考・判断・表現」の「表現」と各教科固有の「表現」との違いに留意が必要なものの
  - ・国語、外国語、芸術系教科等で、「思考・判断・表現」と「技能」が不可分であるとされているもの
  - ・保健分野の「技能」、芸術系教科の「知識」等、対応する観点が示されていないもの
- 「知識」の意味について、知識の習得・構造化と発達の段階を踏まえた評価の考え方について
- 「思考・判断・表現」の評価の在り方について
- 「主体的に学習に取り組む態度」と現行の「関心・意欲・態度」の関係性の整理や、具体的な評価の在り方について

### 3. 各学校における学習評価の質を高めるために必要な取組等について

各学校における、学習評価に対する取組を活性化するためには、どのような考え方の整理や取組上の工夫が必要か。

- カリキュラム・マネジメントと学習評価の関係について
- 年間計画と単元、授業の組み立て方と評価の場面について
- 診断的評価、形成的評価、総括的評価の意義と在り方について
- 多様な学習活動や学習成果の評価について
- アクティブ・ラーニングの視点との関係について
- 教職課程や研修の中における評価の扱いについて

○ICTの活用について

4. 学習評価を子供一人一人の自己評価につなげ、学習意欲を高めていくために必要な取組等について

学習評価を、子供一人一人の「学びに向かう力」の向上につなげていくためには、どのような工夫が必要か。

○学習評価と「メタ認知」の関係

○子供一人一人が、自らの学習状況やキャリア実現を見通し振り返ることができるようにするために仕組みの在り方

## 特別支援教育部会における検討状況（第4回まで）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と規定。</li> <li>・学習指導要領解説（総則編）において、<b>障害別の配慮</b>を例示。</li> </ul> <p><b>【主な意見】</b></p> <p>各教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の障害の状態や学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総則だけではなく、<b>各教科等においても配慮の例を示す</b>ことが必要ではないか。</li> <li>○総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみならず、<b>学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示す</b>ことが考えられるのではないか。</li> <li>○また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへの配慮も示していく必要があるのではないか。</li> </ul>
<p>② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>≪通級による指導、特別支援学級ともに≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、<b>学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定</b>。（このため、学習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の取扱い等に関する規定は設けられていない。）</li> </ul> <p>≪通級による指導≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省告示において、<b>障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と規定</b>。</li> <li>・学習指導要領解説において、指導に当たっては、<b>特別支援学校における指導領域「自立活動」を参考として</b>、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施することを記述。</li> <li>・<b>高等学校における指導については、現在、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討</b></li> </ul>

	<p>を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会や総則・評価特別部会において、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。</p> <p>《特別支援学級》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、必要に応じて、<b>特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成</b>することを記述。</li> </ul> <p>(学習指導要領解説で示している例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校の「自立活動」を取り入れる</li> <li>各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える</li> <li>特別支援学校（知的障害）の各教科の一部又は全部に替える など</li> </ul> <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>《通級による指導》</p> <p>通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教科等の指導との関連が明らかになるよう、</p> <p>○学習指導要領の総則において、<b>通級による指導の目標・内容や、教育課程の構造等、配慮事項等を示す</b>ことが必要ではないか。</p> <p>《特別支援学級》</p> <p>小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が編成できるよう、</p> <p>○学習指導要領の総則において、<b>特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示す</b>ことが必要ではないか。</p>
<p>③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。</p>	<p>【現状】</p> <p>《合理的配慮<sup>※</sup>の提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の権利に関する条約（平成 19 年 9 月日本国署名）を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成 24 年 7 月）において、合理的配慮の観点（3 観点 11 項目、参考資料 P 11 参照）を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。</li> </ul> <p>※権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。</p> <p>≪個別の指導計画、個別の教育支援計画≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが例示されている。</li> <li>・作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。</li> </ul> <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>≪合理的配慮の提供≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○合理的配慮の考え方（合理的配慮の観点、意思の表明から提供までの留意点など）を示す必要があるのではないか。</li> <li>○合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないか。</li> </ul> <p>≪個別の指導計画、個別の教育支援計画≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については</b>、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を<b>全員作成</b>することとしてはどうか。</li> <li>○「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価改善など）を示すことが必要でないか。</li> </ul>
<p>④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領総則において、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととし、学習指導要領解説において、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方を示している。</li> </ul>

<p>化。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内委員会の設置状況及び特別支援教育コーディネーターの指名状況は小・中学校ではおおむね100%（幼稚園での設置・指名はそれぞれ約60%、高等学校では約85%）。</li> </ul> <p>【主な意見】</p> <p>特別支援教育に係る組織的な対応が一層充実されるよう、</p> <p>○<b>特別支援教育コーディネーターの役割は不可欠</b>となっており、特別支援教育コーディネーターを中心とする<b>校内体制等の在り方</b>（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務や生徒指導等との連携など）<b>を示す</b>必要があるのではないか。</p>
<p>⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総則において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や（中略）を設けることと規定。</li> <li>・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、それぞれの学校の教育課程に位置付け、計画的な交流及び共同学習を実施。</li> </ul> <p>【主な意見】</p> <p>○学習指導要領総則の一般方針において、<b>共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を示す</b>必要があるのではないか。</p> <p>※交流及び共同学習の理念や取組を共有すること（事例集等の作成など）や、交流及び共同学習を通して育む力と教育課程との関係、特別支援教育コーディネーターを中心とした実施体制の在り方等について、引き続き、特別支援教育部会で検討する必要。</p>

※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。

## 特別支援教育にかかわる教育課程（概要）

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
<p>○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。</p>	<p>○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程（通級による指導）を編成することができる。</p> <p>※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で受けることができる。</p> <p>※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準とする。</p>	<p>○基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。</p> <p>※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。</p>	<p>○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。</p> <p>※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。</p>
<p><b>その者の障害の状態（※）、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。</b></p> <p>※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。</p>			

## 幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育について

### 【学校教育法】 第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

### 【学習指導要領】

	障害のある幼児児童生徒への指導上の配慮
<p>幼稚園教育要領</p> <p>（第3章-第1-2）</p>	<p>(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p>
<p>小学校 中学校 学習指導要領</p> <p>（第1章-第4-2）</p>	<p>(7) 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。</p>
<p>高等学校 学習指導要領</p> <p>（第1章-第5款-5）</p>	<p>(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p>

## 「通級による指導」に係る教育課程について（法令）

### 【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、**文部科学大臣が別に定めるところにより**、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。

### 【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による**特別の教育課程を編成するに当たっては**、次に定めるところにより、当該児童または生徒の**障害に応じた特別の指導**（以下「**障害に応じた特別の指導**」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の**教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。**

- 1 障害に応じた特別の指導は、**障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。**
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

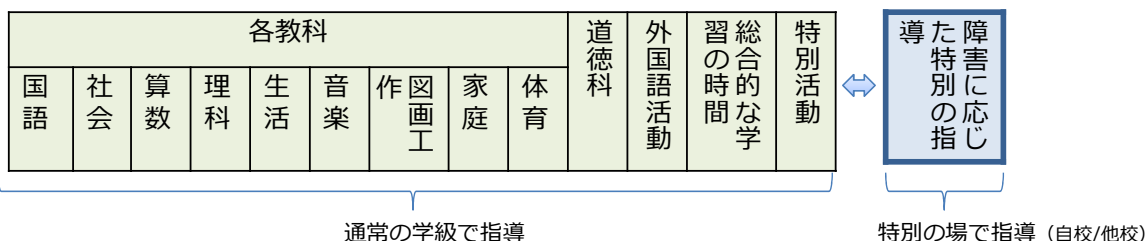
### 【小学校学習指導要領解説 総則編】

指導に当たっては、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし**、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

## 「通級による指導」に係る教育課程について

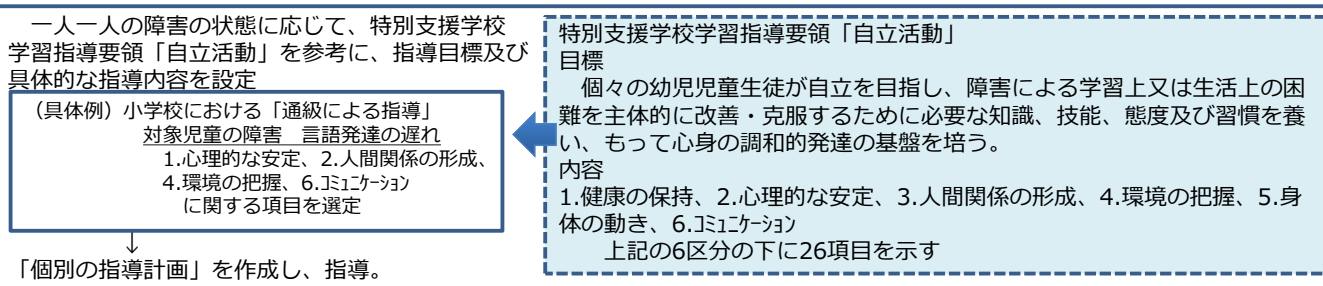
### 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、**障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施**



### 障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、**特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考として実施。**



### 特別の指導に係る授業時数

年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準

# 特別支援学級に係る教育課程について（法令）

## 【学校教育法施行規則】

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における**特別支援学級に係る教育課程**については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、**特別の教育課程によることができる。**

## 【通知】

（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において**特別支援学級**における指導又は通級による指導を行うに当たっては、**学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する**

## 【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならぬことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする**などして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

# 特別支援学級に係る教育課程について

## 特別支援学級

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、**特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成**。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

### 実情に合った教育課程の編成

〔学習指導要領解説の記述例〕

- ・特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる
- ・各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・特別支援学校（知的障害）の各教科に替える など

#### 中学校の教育課程

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭				

#### 特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程

各教科								道徳科	特別活動	時間	総合的な学習の時間	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭					

※外国語を設けることができる

#### （具体例）知的障害特別支援学級

生徒の知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成

↓  
「個別の指導計画」を作成し、指導

#### 教科等別の指導

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	音楽	美術 (下学年)	保健体育	技術・家庭	外国語					

#### 教科等を合わせた指導

指導	日常生活の指	作業学習	生活単元学習
----	--------	------	--------

特別支援学級の1学級の編制

15人以下を標準。



目的

個々の児童又は生徒が自立を目指し、

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、

もって心身の調和的発達の基盤を培う。

※「特別支援学校小中学部学習指導要領」より。幼稚部、高等部も同様の記述。

内容とその取扱い

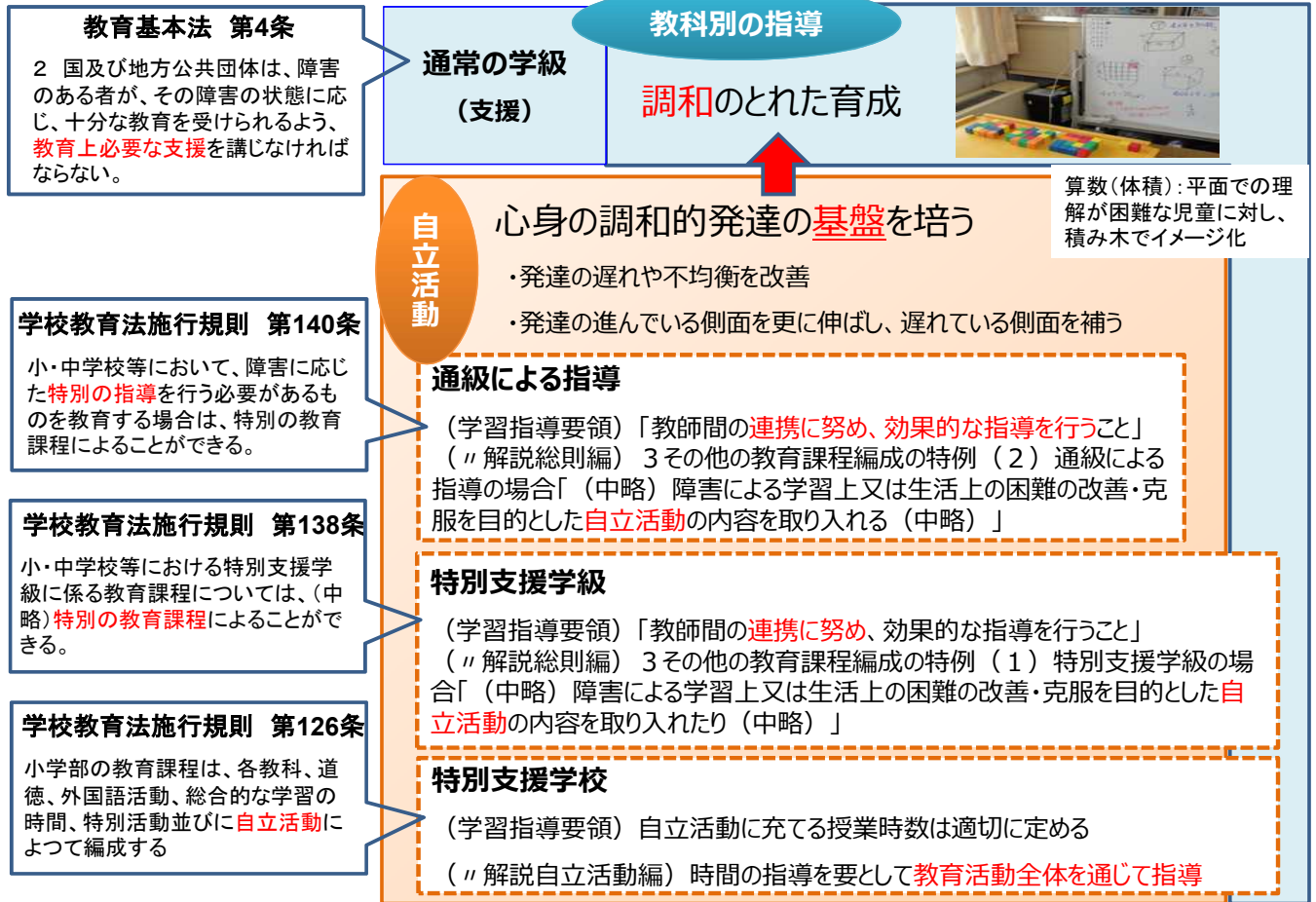
・個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分26項目で示されている。

・幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の内容の6区分26項目について

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

## 自立活動について



## 合理的配慮について

### 【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
  - ・ 学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整を行うこと**
  - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**
  - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

①教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

合理的配慮について(障害者権利条約、障害者差別解消法)

●障害者権利条約 (H26. 1 批准)

第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - (c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

●障害者差別解消法 (H28. 4. 1 施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 **行政機関等は**、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮をしなければならない。**

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第1項に同じ…)。

- 2 **事業者は**、その事業を行うに当たり、(…第7条第2項に同じ…) 必要かつ**合理的な配慮をするように努めなければならない。**

合理的配慮について(28. 4. 1～)

- 国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務
- 学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務



### 視覚障害（弱視）のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。  
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

### 学習障害（LD）のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



### 肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。  
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

### 聴覚障害（難聴）のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置（左耳の聴力を生かす）
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話（座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする 等）

※合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえて個別に決定されるものであり、これはあくまで例示である。

## 個別の指導計画と個別の教育支援計画について

### 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。**

### 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ**、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

（参考）小学校学習指導要領 第1章総則 第4（抜粋）

（7）障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画**又は**家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

\* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成（義務付け）			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい（努力義務）			
作成状況（H26）	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%（76.6%）	92.5%（98.1%）	83.7%（95.6%）	27.2%（67.1%）
個別の教育支援計画	38.6%（65.9%）	78.6%（87.7%）	71.9%（86.4%）	23.2%（59.3%）

\*（ ）内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

# 個別の指導計画の例

## 平成〇年度個別指導計画

〇〇立〇〇小学校 言語障害通級指導学級

ふりがな <児童名> 〇〇 〇〇	<在籍学校・学級> 〇〇小学校 3年〇組	<担任> 〇〇 〇〇	<当教室担任> 〇〇 〇〇	<通級形態> 週1回 2単位時間
<本児の願い> 言葉を覚えたい。		<保護者の願い> 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイライラしたりしなくなしてほしい。		
目標	○身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 ○言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 ○得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。			
	ねらい	学習内容	評価	
一学期	(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2)2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章化する。前後の状況を絵にして、説明する。 (3)覚えた語彙や前後の状況を得意な	(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2)状況の絵を見て文章にする。また、できた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3)覚えた語彙や状況の前後を絵にして説	(1)名称が出てこない場合は、「何をするもの？」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明することができました。 (2)「どうして?」「その後は?」「どう思った?」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いついた文と前に言った文を「誰が?」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3)意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。	

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から  
[http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/23tokushi\\_kyoikukatei/01.pdf](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/23tokushi_kyoikukatei/01.pdf)

# 個別の教育支援計画の例

児童・生徒	ふりがな 氏名		性別
担任	氏名		
在籍校		学校	年
現在・将来についての希望			
児童・生徒			
保護者			
支援の目標		学校生活における児童・生徒への支援の内容 ・教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容と指導者の役割分担 ・「個別指導計画」での具体的な指導・支援	
必要と思われる支援			
学校の支援			
家庭の支援		家庭生活における児童・生徒への支援の内容 ・家庭における児童・生徒への支援の役割分担	
支援機関の支援			
家庭生活	支援機関: 支援内容: 支援機関: 支援内容:	担当者:	連絡先:
余暇・地域生活	支援機関: 支援内容: 支援機関: 支援内容:	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援 ・その他	

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から

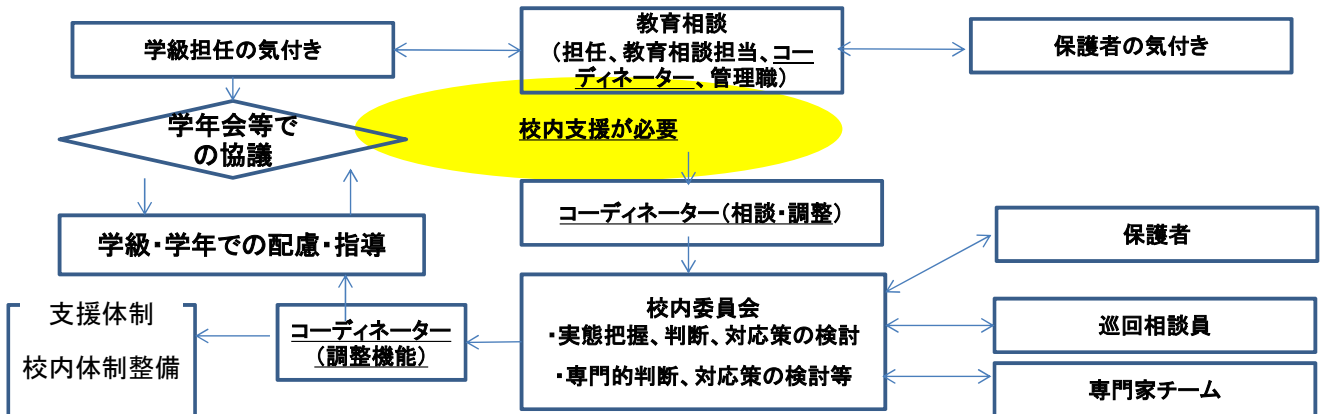
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

## 交流及び共同学習について

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

## ●小学校学習指導要領 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに**、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

## ●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに**、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

（幼稚園教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

## 交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項）

### （特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

#### ◇留意事項

#### ① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

#### ② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

#### ③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ

・解説 総則等編幼小中

幼：P99～100、小中：P183～186

・解説 総則等編 高：P109～112



## 交流及び共同学習の例

### ○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	<p>「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。</p> <p>「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。</p> <p>「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。</p>	

#### 成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

## 高校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

### 趣旨

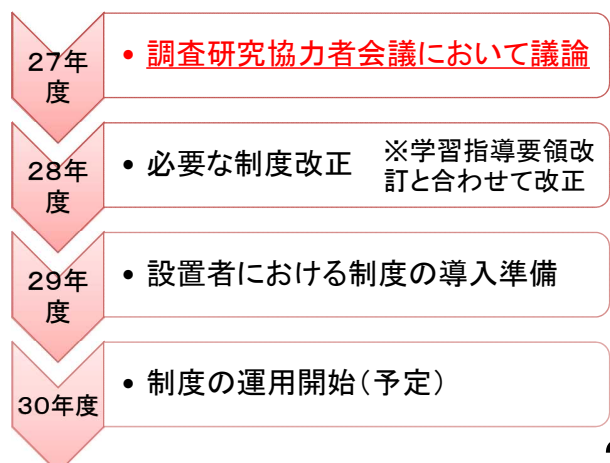
- 現行制度上、**高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、小・中学校のような「通級による指導」が制度化されていない。**
- 障害のある子供たちの自立と社会参加に向け、平成26年度に文部科学省が開始したモデル事業の成果も踏まえ、**高等学校における「通級による指導」の制度化等について検討する**ため、調査研究協力者会議を開催。

### 協力者

◎主査、○副主査 【50音順】

石川 誠	株式会社いなげやウイング管理 運営部長(兼)事業推進部長
市川 宏伸	日本発達障害ネットワーク理事長
◎岩井 雄一	十文字学園女子大学教授
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
笹谷 幸司	神奈川県立綾瀬西高等学校長
高岡 麻美	府中市立府中第九中学校長
○柘植 雅義	筑波大学教授
中田 正敏	かながわ生徒・若者支援センター代表
永妻 恒男	さいたま市立大宮南中学校長
西川 公司	日本肢体不自由教育研究会理事長
三代 恵里子	島根県教育庁特別支援教育指導主事
水野 忠輝	静岡県教育委員会高等教育課指導主事
村野 一臣	東京都立町田の丘学園校長

### スケジュール(予定)



# 調査研究協力者会議における検討経過

## 平成27年11月17日(第1回会議)

1. ヒアリング ①  
水野 忠輝 委員 「静岡県におけるモデル事業の取組」  
三代恵里子 委員 「島根県におけるモデル事業の取組」
2. 議論 ① (自由討議)

## 平成27年12月 3日(第2回会議)

1. ヒアリング ②  
永妻 恒男 委員 「中学校における通級による指導の取組」  
笹谷 幸司 委員 「神奈川県立綾瀬西高等学校の取組」
2. 議論 ② (高等学校における通級による指導の制度化の意義と制度設計の方向性について)

## 平成27年11月15日(第3回会議)

1. 議論 ③ (高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策について)
2. 議論 ④ (論点整理案について)

## 平成27年12月22日(第4回会議)

1. 議論 ⑤ (論点整理案について)

### <これまでの主な意見>

- 高等学校における必要性は従来から指摘されてきた。モデル校でも希望者数が予想を上回っている。
- 基本設計は小・中学校と同じで良いと考えられるが、高等学校ならではの運用・オプションが必要。
- モデル校では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を参考に指導・評価している。  
個別の指導計画を作成すれば、個々の目標に応じた評価が可能となることが確認されている。
- 「通級による指導」だけでなく、他の授業が分かりやすくなるよう授業改善を進めることが必要。

# 各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日  
総則・評価特別部会  
資料2-2

<平成27年12月16日  
教育課程部会  
特別支援教育部  
(第3回)資料4-2>

## これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則  
個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(小学校学習指導要領解説)  
総則編

- **障害別**の配慮の例を示す。  
**弱視**：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導  
**難聴や言語障害**：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導  
**肢体不自由**：体育科における実技の指導、家庭科における実習  
**LD（学習障害）**：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導  
**ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症**：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

## 改善の方向性

小学校学習指導要領 総則  
各教科等  
■ 総則に加え、**各教科等別に示す**。

(小学校学習指導要領解説)  
総則編における障害種の特性に関する記述に加え、各教科等編において

- 学習の過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。  
**【困難さの例】** ※教科等の特性に応じて例示  
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>  
**見えにくい** <<情報のイメージ化>> **体験が不足**  
**聞こえにくい** <<情報のイメージ化>> **語彙が少ない** など  
**触れられない** など  
 <<情報統合>>  
**色（・形・大きさ）の区別が困難**  
**聞いたことを記憶することが困難**  
**位置、時間を把握することが困難** など  
 <<情報処理>>  
**短期記憶\*1、継次処理\*2や同時処理が困難**  
**注意をコントロールできない** など  
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること  
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと  
 <<表出・表現>>  
**話すこと、書くことが困難**  
**表情や動作が困難** など

# 幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

## これまでの示し方

幼稚園教育要領  
個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(幼稚園教育要領解説)

- **障害別**の配慮の例を示す。  
**弱視**：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫  
**難聴**：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする  
**肢体不自由**：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちをもてるように工夫 など

## 改善の方向性

幼稚園教育要領  
※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

(幼稚園教育要領解説)  
■ 幼児の活動を通じて考えられる**困難さ**ごとに示す。

- **【困難さの例】**  
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>  
**見えにくい** <<情報のイメージ化>> **体験が不足**  
**聞こえにくい** <<情報のイメージ化>> **語彙が少ない** など  
**触れられない** など  
 <<情報統合>>  
**色（・形・大きさ）の区別が困難**  
**聞いたことを記憶することが困難**  
**位置、時間を把握することが困難** など  
 <<情報処理>>  
**短期記憶\*1、継次処理\*2や同時処理が困難**  
**注意をコントロールできない** など  
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること  
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと  
 <<表出・表現>>  
**話すことが困難**  
**表情や動作が困難** など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。



- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】+【**手立て**】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要）

小学校の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

（国語科の例）

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。  
【手立て】：見えにくさに応じた情報保障  
 具体的イメージなど
- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童が**どのように考えればよいのかわかるよう**に、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。  
心の理論など
- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、**行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるよう**にしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。  
注意のコントロールなど
- **声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、**児童の表現を支援するための多様な手立て**を工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

（社会科の例）

視知覚、空間認知など

- **地図から地名等の情報を見つけ出したり、読み取ったりすることが困難な場合**には、目の機能の問題から困難さが生じている場合があることから、**読み取りやすくなるよう**に、地図を拡大したり、見る範囲を限定したり、地図に掲載されている情報を削ったりするなどの配慮をする。  
具体的イメージ、心の理論など
- **他者との関わりを持つことが難しく、国会など議会政治などの動きに興味を持っていない場合**には、**社会的事象への興味・関心を高めるため**、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、社会的事象と自分たちの生活との関わりを考える問題解決的な学習の工夫や、特別活動における児童会活動との関連づけなどを通じて、実際の体験の機会を取り入れ、学習活動の順序を分かりやすく説明し安心して学習できるよう配慮をする。

（算数科の例）

視知覚（位置）など

- **同色系の方眼紙の目盛りが読み取りにくい場合は**、**正しい位置に印が付けやすいように**、罫線の色を変更したり、マス目を大きくしたり、マーカーの色を変更したりするなどの配慮をする。  
実際のイメージなど
- 「商」「等しい」など、児童が日常生活で使うことが少なく、抽象度の高いことばの**理解が困難な場合は**、**児童がイメージを持つことができるよう**、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。  
継次処理など
- **四則の混合した式や（ ）を用いた式について理解し、正しく計算することが難しい場合**、**計算のきまりを理解させるために**、計算の順番を示した手順書を手元に置かせたり、式を分解してそれぞれを計算させ、混合式との比較をさせるなどの工夫を行う。  
視覚記憶、同時処理など
- **目的に応じて折れ線グラフで表すことが難しい場合**、**目的に応じたグラフの表し方があること**を理解するために、同じデータについての縦軸の幅を変えたり、読みやすさや読みにくさを強調したグラフを見比べるなどの活動を通して、よりよい表し方に気付かせる配慮をする。



実際のイメージ、経時処理など

(理科の例)

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法が分からなかったり、見通しが持てなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しが持てるよう、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、**燃焼実験**のように危険を伴う学習活動において、**衝動性や多動性のある場合**には、教師の目の届く場所で活動できるようにするなどの配慮をする。

注意のコントロール  
(多動性) など

視知覚、図と地の弁別、  
視覚記憶、時間把握など

(生活科の例)

体験不足、心の理論、注意のコントロールなど

- **みんなで使うもの等を大切にすることや安全に気を付けることが難しい児童の場合**には、その意味を理解できるように、言葉だけでなく、実際に体験するなど、活動する中で場面に応じた指導を段階的に行う。

(音楽科の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- **音楽を形づくっている要素(リズム、速度、旋律、強弱、反復等)の聴き取りが難しい場合**は、音楽的な特徴をとらえやすくできるように、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたり、音楽的な特徴を視覚化するなどの配慮をする。

(図画工作科の例)

視知覚(形)など

- **形や色などの造形的な特徴を捉えることが難しい場合**、造形的な特徴を詳しく捉えるようにするために、言語化するなどの配慮をする。

スモールステップなど

図と地の分別など

- 表現の活動において計画を立てたり、活動の見通しをもち製作することが難しい場合や、構成を考えながら表し方を構想することが難しい場合には、表現している部分と全体の関係をつかみ、活動の見通しを持つことができるよう、作品を離して見せるなどの配慮をする。
- **見たことから表したいことを見付け表す活動において、立体の構造や空間を平面に置き換えることが難しい場合**、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉えやすくするため、写真などの平面に置き換えて見ることのできるツールの活用や、ライトなどにより明暗を明確にするなどの配慮をする。

空間把握など

(家庭科の例)

実際のイメージ、選択決定など

- **お金の計算はできるが、必要性など物の価値を判断する力や選択する力が身につけていない場合**は、生活の中で起こりうることをパターン化して繰り返し具体的に指導するなどの配慮をする。また、実際に買物するなど生活で実践できるよう家庭と連携を図る必要がある。

(体育科の例)

前庭覚、経次処理、身振りなど

- **複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合**には、極度の不器用さや動きを組み立てることに苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。  
注意のコントロール（固執性）など
- **勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には**、活動の見通しが持てなかったり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまったりすることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

(道徳科の例)

体験不足、心の理論など

- **相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には**、他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。  
注意のコントロール（多動性）など
- **話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまったりする場合**、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえるような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。

(外国語活動の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- **音声を聴取することが難しい児童の場合**、外国語の音声（音韻）やリズムと日本語との違いに気付くことができるよう、音声を文字で書いて見せる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、指導者が手拍子を打つ、音の高低を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、活動の流れがわかるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。

(総合的な学習の時間の例)

スモールステップ、経次処理、短期記憶、言語化など

- **まとめたり調べたりすることに困難がある場合には**、注意や集中のコントロールが難しかったり情報処理に偏りがあったりすることから、作業を確認しながら取り組むことができるよう、まとめる手順や調べ方、調べる内容、着目する点などを具体的に例示するなどの配慮をする。

(特別活動の例)

見通しのもちにくさ、状況把握など

- **学校行事における予告なしの避難訓練や不測の事態などに対し、強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合**、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮をする。

幼稚園の例

視覚、体験不足、空間把握など

- **見えにくく、行動が制限される場合**、具体的な経験を豊かにできるように、安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるように配慮をする。

聴覚、具体的イメージ、言語理解など

- **聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合**、様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮をする。

体験不足、空間把握など

- **身体の動きに困難がある場合**、幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮をする。

## 情報に関わる資質・能力について

①多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ表現することなどができ、**カスタマイズが容易**であること

(観察・実験したデータなどを入力し、図やグラフ等を作成するなどを繰り返し行う試行錯誤すること)→試行の繰り返し、調べ学習、ドリル学習、プレゼン、情報共有

②時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信できるとい**う時間的・空間的制約を超えること**

(距離や時間を問わずに見童生徒の思考の過程や結果を可視化する)→思考の可視化、学習過程の記録

③距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるとい**う、双方向性を有すること**

(教室やグループでの大勢の考えを距離を問わずに瞬時に共有すること)→瞬時の共有化、インタラクティブ、遠隔授業、メール送受信

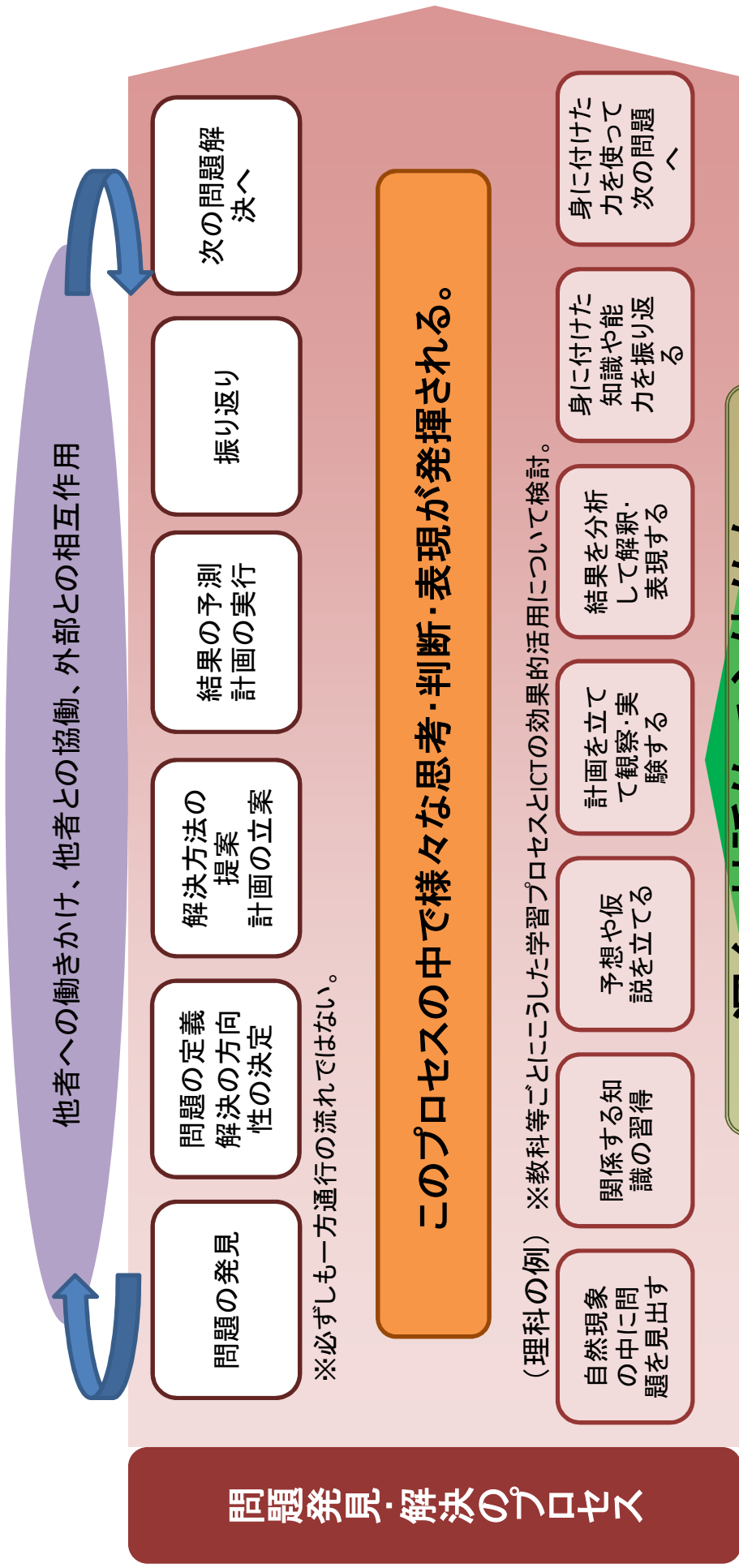
出典:「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会報告書(中間まとめ)」(平成26年8月29日)

○アクティブ・ラーニングの視点に立った深い学び、対話的な学び、主体的な学びの実現に大きく貢献

○個々の能力や特性に応じた学びの実現に大きく貢献

○離島や過疎地等の地理的環境に左右されない教育の質の確保に大きく貢献

# アクティブ・ラーニングの視点に立った学習プロセスにおけるICTの効果的活用



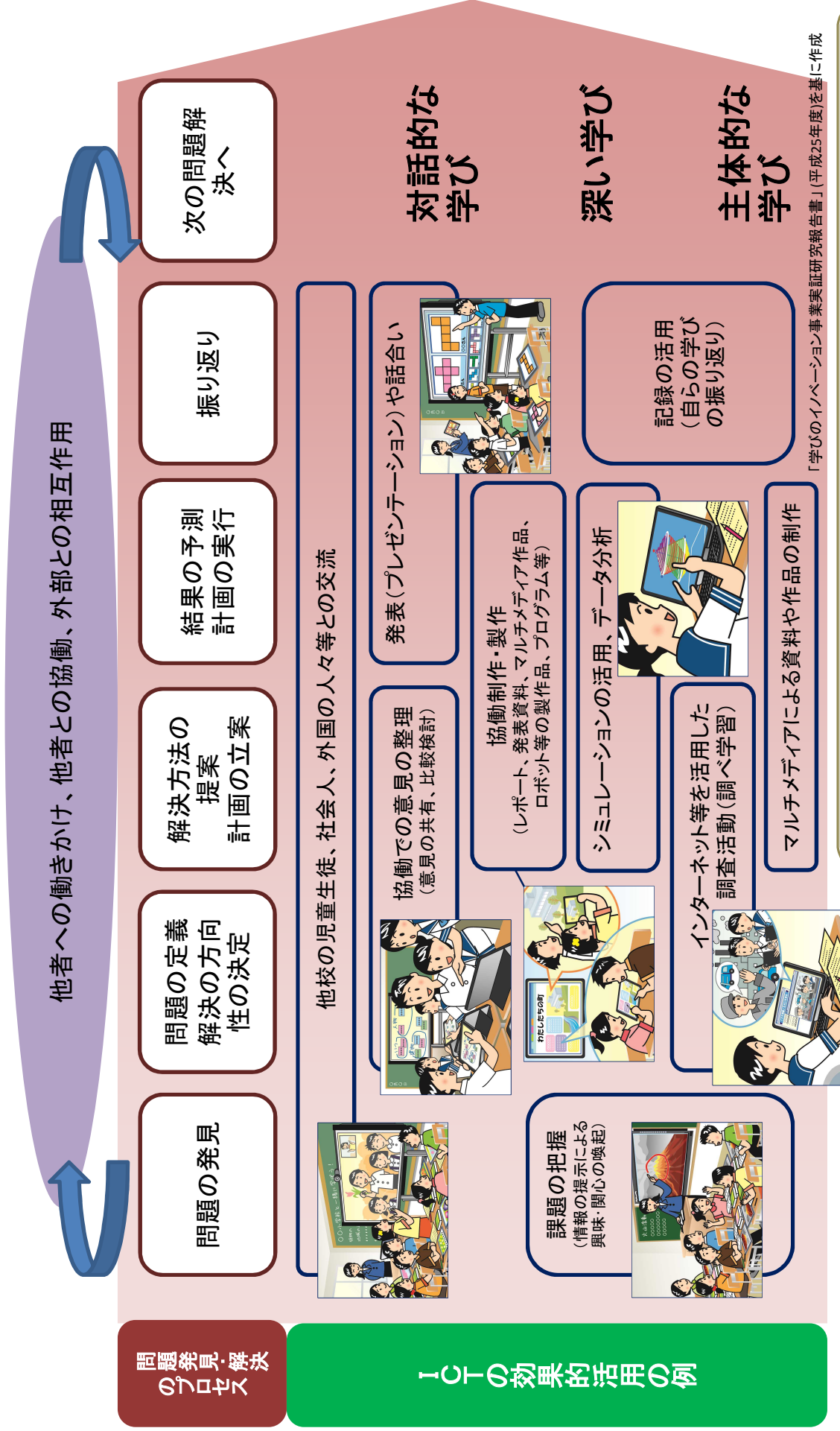
**深く、対話的で主体的な  
豊かな学習を実現**

**ICTの効果的な活用**  
(情報活用能力の育成にもつながっていく)

問題の発見・解決の方法等の理解と技能、コンピュータ等の基本的な操作技能の習得



# アクティブ・ラーニングの視点に立った学習プロセスにおけるICTの効果的活用の例



「学びのイノベーション事業実証研究報告書」(平成25年度)を基に作成

**留意すべき点**

- ✓ 各プロセスと活用例との対応は例示であり、上例に限定されるものではないこと
- ✓ 学習活動のつながりと学びの広がり(例えば、対話的な学びが起こりつつ、深い学びや主体的な学びも実現されていること)を意図した、単元の構成の工夫等が望まれること

- 個別に応じた学習
- 家庭学習・反転学習
- 遠隔教育
- 障害の状態等に  
応じた指導

上記のプロセスの全てに当てはまる活用